

【添付書類(例)】

- 無収入のときは「非課税証明書(所得金額の分かるもの)」、収入がある場合は、「源泉徴収票の写」と「給与明細書の写(直近1ヶ月分)」又は「直近給与明細書の写(直近3ヶ月分)」あるいは「確定申告書(収支内訳書等も含む)の写(2年分)」等を添付してください。
※年金受給者は、各種「年金(振込・支払・改定)通知書」最新年度分の添付も必要です。
離職したときは注2.(下段、添付書類表)等、学生の場合は「在学証明書」等。
- 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹・兄弟以外の者を被扶養者として届出の場合は、その者が被保険者と同一世帯に属していることを証明できる「住民票(世帯全員分)」。
- 公費医療助成を受けている方は「医療証の写」。
- 子等を両親が共同扶養(両親共働き)として申請する場合は、【夫婦共同扶養に係るチェックシート】(当健保HPより入手可能)を参照し、該当する書類を提出してください。
- 父母等の、認定対象者にかかわる扶養義務者が複数いる場合には、その方たちの収入額がわかるものとして、「源泉徴収票の写」と「給与明細書の写(直近1ヶ月分)」又は「直近給与明細書の写(直近3ヶ月分)」あるいは「確定申告書(収支内訳書等も含む)の写(2年分)」等を添付してください。
※年金受給者は、各種年金(振込・支払・改定)通知書最新年度分の添付も必要です。
- 健康保険組合等の「任意継続被保険者」に加入している場合は、「健康保険資格喪失証明書」。
- 被扶養者を削除する場合は保険証又は資格確認書のいずれかを添付。紛失した場合は保険証をお持ちの方は「被保険者証滅失届」、資格確認書をお持ちの方は「健康保険資格確認書交付・再交付申請書兼滅失届」(当健保HPより入手可能)を提出してください。

被扶養者を申請するときの添付書類(○印) (別居の人は●印も必要です)

- 注1. 年金受給者は各種「年金(振込・支払・改定)通知書」最新年度分も添付
- 注2. 雇用保険の受給資格がある場合は、「離職票1. 2の写し」と「雇用保険の失業給付等に係る誓約書」(当健保HPより入手可能)、雇用保険の失業給付等が受給終了となった方は「雇用保険受給資格者証(写)」を添付
- 注3. 就労可能と思われる配偶者・16歳以上の子については「状況説明書」(当健保HPより入手可能)を添付(なお、義務教育終了後、無就学・無職の16歳以上の子についても上記と同様の取扱い)
- 注4. 全日制の学生以外の16歳以上の子が別居している場合
- 注5. 配偶者・子以外の申請には、「現況表」(当健保HPより入手可能)を添付

※ 60歳以上の方で、年金を受給していない方は、「制度共通年金見込額照会回答票(お住いの年金事務所より入手可能)(写)」を添付

<添付書類表>

添付書類		非課税証明書 または 在学証明書	住民票 世帯 全員分	送金 証明	退職 証明書	現況表	状況 説明書	
区分								
同居・別居どちらでもよい人	父母	○注1	●	●	○注2	○	—	
	配偶者	○注1	—	—	○注2	—	○注3	
	子	16歳以上	○注1	—	●注4	○注2	—	○注3
		16歳未満	—	—	—	—	—	—
	弟妹・兄弟・孫	16歳以上	○注1	○	●	○注2	○	—
16歳未満		—	○	●	—	○	—	

添付書類		非課税証明書 または 在学証明書	住民票 世帯 全員分	送金 証明	退職 証明書	現況表	状況 説明書
区分							
同居していなければならない人	義父母	○注1	○	—	○注2	○	—
	甥・姪	16歳以上	○注1	—	○注2	○	—
		16歳未満	—	○	—	—	○
	叔父・叔母	○注1	○	—	○注2	○	—

※これ以外にも必要に応じて提出していただくことがありますので、各事業所の健保担当者または安田日本興亜健康保険組合まで照会ください。